

規 則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）については、改正前の第二条第一号の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。